

# 投資信託電子交付サービス利用規定

投資信託電子交付サービス利用規定（以下、「本規定」といいます）は、株式会社第四北越銀行（以下、「当行」といいます）が提供する「投資信託電子交付サービス」（以下、「本サービス」といいます）の内容およびお客さまのご利用条件等を定めたものです。お客さまは、本規定の内容に同意のうえ、本サービスをご利用いただくものとします。

## 第1条 本サービスの内容

当行は、第3条に定める書面交付方法により、第4条に記載する書面をお客さまへ電子交付します。

## 第2条 法令等の遵守

本サービスの利用にあたっては、当行及びお客さまは日本国内の法令、諸規則ならびにこの規定等を遵守するものとします。

## 第3条 書面の交付方法

1. 当行は、当行ホームページより接続する本サービス提供サイト「マイページ」（以下「マイページ」といいます）のお客さま専用ファイルに書面の記載事項を記録し、電磁的方法によりお客さまの閲覧に供します。
2. 本サービスの提供にあたっては、当行は次のとおり取り扱うものとします。
  - (1) 交付する書面の記載事項（以下「電子書面」といいます）は、PDF形式のファイルとします。
  - (2) 当行は、電子書面がマイページに記録された旨の通知を、当行へご登録いただいたお客さまのメールアドレスへ電子メールで送信します。
  - (3) 当行は、お客さまが電子書面を閲覧するために必要な情報（リンク先等）を当該ホームページ上に表示するものとします。
  - (4) 当行は、お客さまが本サービスを利用して閲覧した電子書面について、閲覧可能となる日から5年間、お客さまが閲覧可能な状態を維持するものとします。但し、当行が当該電子書面について、紙媒体による交付を行った場合はこの限りではありません。

## 第4条 交付書面

1. 当行が、本サービスにより交付する電子書面は、次のとおりとします。

<投資信託・公共債>

- (1) 取引報告書
- (2) 取引残高報告書
- (3) ご投資状況のお知らせ（トータルリターン通知）
- (4) 収益分配金のご案内
- (5) 収益分配金再投資のご案内
- (6) 償還金のご案内
- (7) 特定口座譲渡損益額のお知らせ
- (8) 指定預金口座ご確認のお願い
- (9) お取引店・口座変更のお知らせ
- (10) 定期・定額購入契約のご案内
- (11) 運用報告書
- (12) 特定口座年間取引報告書
- (13) 特定口座内保管上場株式等払出通知書
- (14) 少額投資非課税口座（NISA口座）開設のご案内  
NISA非課税管理勘定再設定のご案内
- (15) 非課税口座内保管上場株式等払出通知書
- (16) 上場株式配当等の支払通知書
- (17) 未成年者口座内保管上場株式等払出通知書
- (18) 未成年者口座お預り明細のお知らせ（兼 払出制限解除のご案内）

<その他>

当行所定のご案内等

2. 当行が本サービスにより交付できる書面や内容を変更する場合は、事前にホームページへの掲載、その他当行が定める方法により公表するものとし、これによりお客さまから本サービスによる交付を行うことの承諾を受けたものとして取り扱います。但し、当行がこの他の方法でお客さまの承諾が必要と判断した場合はこの限りではありません。

## 第5条 本サービスの利用の申込

1. お客さまは、当行所定の方法により本サービスの利用を申込むものとします。
2. 本サービスの申込は、第4条第1項の書面について包括して行うものとし、一部の書面のみに限定して利用することはできません。
3. 当行は、お客さまにあらかじめ通知することなく、利用申込方法を追加あるいは変更することがあります。

## 第6条 本サービスの提供条件

当行は、お客さまが以下の条件を充たす場合に、お客さまに対

し本サービスを提供するものとします。

- (1) 当行において「証券規定・規定集」に基づく証券取引口座を開設していること。
- (2) インターネットを利用できる環境にあり、当行が提供するインターネット用共通 ID である「だいしほくえつ ID」を取得していること。なお、お客さまが「だいしほくえつ ID」を退会したことなどにより、マイページへログイン不能となった場合でも、本サービスは自動的に解約されません。紙書面への交付方法の変更や、交付済電子書面の紙書面での提供を希望される場合は、当行所定の方法によりお申し出ください。
- (3) お客さまの電子計算機（パソコン、スマートフォン等）に本サービスを利用するために必要な OS 等をご用意いただいていること。
- (4) 電子書面を閲覧するために必要な PDF ファイルの閲覧用ソフトウェアをご用意いただいていること。なお、当該ソフトウェア形式は Acrobat Reader の最新バージョンをご用意いただくものとします。
- (5) 本規定の内容を十分ご理解のうえ、第 7 条各項に掲げる事項を承諾いただくこと。

## 第 7 条 お客さまの承諾事項

当行は、本サービスの提供にあたり、次に掲げる事項についてお客さまに承諾をいただきます。

- (1) 第 3 条に定める本サービスの書面交付方法
- (2) 対象書面の作成基準日が本サービスの利用期間中である場合に限り、電子書面の交付がなされること。
- (3) 法令・諸規則の変更や監督官庁の指示、その他当行が必要と認めた場合には、本サービスの利用期間中であっても、電子書面による交付ではなく、紙媒体により交付する場合があること。
- (4) 当行は、お客さまにあらかじめ通知のうえ、当行又は当行が契約しているデータセンター等が、定期又は不定期に行うメンテナンスのために本サービスを中断することがあること。
- (5) コンピューターの障害等サービスの継続ができない事態が発生した場合、当行はお客さまへ通知することなく本サービスを停止する場合があること。

## 第 8 条 解約

当行は、次のいずれかに該当する場合には、本サービスを解約するものとします。

- (1) お客さまが、当行所定の方法により本サービスの解約

(停止)を申し出られ、当行がこれを確認した場合。

- (2) お客さまが、第 2 条に定める法令等に違反した場合その他お客さまによる本サービスの利用が不相当であると当行が判断した場合。
- (3) お客さまが第 1 1 条に定める本規定の改定に関する通知を受け、その改定に同意されない場合。
- (4) 当行の判断により、当行のすべてのお客さまに対し、本サービスの提供を終了した場合。

## 第 9 条 利用手数料

本サービスの利用手数料は無料です。

## 第 1 0 条 免責事項

次に掲げる事項により生じた損害については、当行はその責任を負いません。

- (1) お客さまが、本サービスの利用申込に際して、虚偽の申告を行ったことまたは第 6 条に反し当行に申込を行ったこと。
- (2) 第 7 条第 1 項第 4 号のメンテナンスのために、本サービスが一時的にご利用になれない場合があること。
- (3) 第 8 条の定める本サービスの解約。
- (4) 当行に故意または重大な過失がある場合を除き、本サービスの提供の全てもしくは一部が著しく困難となった場合、電子書面の交付に代えて紙媒体による交付とすること。
- (5) 当行に故意または重大な過失がある場合を除き、通信回線、通信機器、コンピューター等の障害による本サービスの伝達遅延、不能等、または受領した情報の誤謬、省略。

## 第 1 1 条 本サービスおよび本規定の変更等

当行は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたとき、本サービスの内容および本規定の内容を変更することがあります。その場合には、当行は変更日および変更内容について、ホームページへの掲載、その他相当の方法により周知し、変更日以降は本サービスに関する一切の事項は、変更後の本規定の内容によります。

## 第 1 2 条 合意管轄

本サービスに関する訴訟については、当行本店の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とします。

附則

本規定は、2024年12月9日より適用する。